平成28年

第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会議案書

平成28年3月2日

議案第1号	平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算	
	(第2号) について ・・・1	
議案第2号	平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担 金について ・・・2	
議案第3号	平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について・・・3	
議案第4号	可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

• • • 4

議案第1号

平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算(第2号)について

平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算(第2号)を別冊の とおり定める。

平成28年3月2日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

議案第2号

平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について

平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金を別冊のとおり定める。

平成28年3月2日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

議案第3号

平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について

平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成28年3月2日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

議案第4号

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成18年1月4日可茂衛生施設利用組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前

(選定方法及び選定基準)

- 第9条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、研修館の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体(以下「候補団体」という。)として選定するものとする。(1)及び(2)(略)
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定 して行う物的能力、 人的能力を有し ていること。
 - (4) (略)

改正後

(選定方法及び選定基準)

- 第9条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、研修館の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体(以下「候補団体」という。)として選定するものとする。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定 して行う物的能力<u>及び</u>人的能力を有 していること。
 - (4) (略)
- 2 管理者は、前項の規定による選定を しようとするときは、あらかじめ、次 条第1項に規定する可茂衛生施設利 用組合指定管理者選定評価委員会に 諮問するものとする。

(指定管理者選定評価委員会)

- 第9条の2 前条第2項の規定による 諮問に応じ、指定管理者の選定に関し 必要な事項について調査、審議等を行 うため、可茂衛生施設利用組合指定管 理者選定評価委員会(以下「委員会」 という。)を置く。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、指定管理者の評価その他管理者が必要と認める事項について調査、審議等を行うものとする。

- 3 委員会は、委員7人以内をもって組 織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他管 理者が適当と認める者のうちから、管 理者が委嘱又は任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、 補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会 の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

別表第2 (略)

【備考】1から7 (略)

8.会議室和室、体育館を宿泊利用する 8.会議室和室を宿泊利用する場合の利 場合の利用料金は、10 人部屋と同額 とする。

別表第2 (略)

【備考】1から7 (略)

用料金は、10人部屋と同額とする。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。